

○木曾広域連合ふるさと市町村圏基金条例

〔平成11年4月1日
条例第27号〕

改正 平成16年11月25日 条例第3号
平成17年3月1日 条例第13号
平成18年2月28日 条例第2号

(設置)

第1条 木曾地域広域市町村圏の振興のための事業に資するため、ふるさと市町村圏基金（以下「ふるさと基金」という。）を設置する。

(基金の積立て)

第2条 ふるさと基金として積立てる金額は、予算に定める額とする。

(管理)

第3条 ふるさと基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 ふるさと基金の運用から生ずる収益は、木曾広域連合の歳入歳出予算（以下「予算」という。）に計上して、広域市町村圏の振興のための事業に要する経費に充てるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に定める事業に資するための特段の事情があると認められたときは、予算に計上して、その全部または一部を処分することができる。

(返還)

第6条 基金積立金は、組織町村の離脱によりその出資金を返還することができる。ただし、組織内の町村合併によるものは除く。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、ふるさと基金の管理に関し必要な事項は、連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年11月25日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月1日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月28日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。